

令和4年(2022年)6月

保護者の皆様へ

枚方市教育委員会

今後の枚方市の支援教育について(お知らせ)

平素は、枚方市の教育活動の推進にご理解と、ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、令和4年4月27日付け文科初第375号「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」通知がありました。

つきましては、今後も更にお子様お一人お一人に寄り添った支援教育となるよう、下記の通り運営してまいりますので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

1. 文部科学省からの通知内容について

・障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り同じ場でともに学ぶことを追求するインクルーシブ教育を進めるうえで、一人一人の児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるようにすることが重要であること。

・このため、

- ① 支援の必要な児童生徒に、どのような学びの場がふさわしいかについては、その児童生徒の教育的ニーズが大前提となること。
- ② その際、支援の必要な児童生徒が、必要な指導体制を整えないまま、通常の学級で指導を受けることが継続している場合は、支援学級に在籍しているとはいえ、通級指導教室で指導を受けている状況であること。

具体的には、支援学級に在籍するという意味は、週の授業時数の半分以上を目安として、支援学級において授業を受けることであること。

2. この通知を踏まえて、令和5年度からの枚方市での方針について

- (1) すべての子どもたちが、地域でともに育ち合うよう「ともに学び ともに育つ」教育の充実に努めるという方針は堅持します。
- (2) 一方で、令和の時代にふさわしい個別最適な学びと協働的な学びが実現できるよう、支援の必要な児童生徒一人ひとりの障害の状況等を踏まえ、制度の趣旨に則った「適切な学びの場へ変更・見直し」を行うとともに、支援教育の教員研修をより充実させることや ICT の活用などにより、一人ひとりの教育的ニーズに的確に応えるより質の高い支援教育に転換・充実をしていきます。
- (3) 本人・保護者に対し就学にあたっての学びの場に関する情報をあらかじめ十分に提供するとともに、本人・保護者の意見を最大限尊重し、就学先(学びの場)を決定させていただきます。

つきましては、今後、支援の必要な児童生徒の皆さんの学びの場を、

- ① 従来通り支援学級とする。
- ② 新たに各小中学校に設置予定の通級指導教室に変更する。
- ③ 通常の学級のみでの指導に変更する。
- ④ その他

などについて、各小中学校と就学相談の場を設定させていただくこととしております。

3. その他

- ・保護者の皆様向けの説明動画を作成いたしましたので、下記の QR コードまたはリンク先よりご覧ください。
- ・今後、次年度からの学びの場について、各小中学校にて懇談等を予定していますので、まずは、本資料の内容について、ご確認いただければ幸いです。
- ・なお、ご不明な点がありましたら、次の連絡先までお問い合わせください。

https://drive.google.com/file/d/18Jf7bvi_7YvwolG9mgj5bZmNaRcyxedb/view?usp=drivesdk



【問い合わせ先】

枚方市教育委員会事務局
学校教育部 児童生徒支援課
TEL:050-7105-8048
(平日 9:00~17:30)
Mail:jjidousien@city.hirakata.osaka.jp